

## 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程

### (趣旨)

第1条 職員の安全管理及び衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令その他法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 職員 岡山県教育委員会事務局、県立学校及び県立学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- 2 本庁 岡山県教育委員会事務局本庁をいう。
- 3 教育事務所等 教育事務所、県立学校及び教育機関をいう。
- 4 所属長 本庁にあっては教育長、教育事務所等にあってはその長をいう。

### (所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

### (職員の義務)

第4条 職員は、所属長その他安全衛生に携わる者が講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

### (総括安全衛生管理者)

第5条 本庁及び教育事務所等に法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

- 2 総括安全衛生管理者は、本庁にあっては教育次長のうちから教育長が指名する者を、教育事務所等にあっては所属長をもって充てる。
- 3 総括安全衛生管理者が欠けたとき又は旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、本庁にあっては教育政策課長が、教育事務所等にあっては所属長が職員のうちからあらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(安全管理者)

第6条 県立学校に付設される学校給食調理場を一括して1の事業場とし、本庁に法第11条第1項に規定する安全管理者（次項において「安全管理者」という。）1名を置く。

2 安全管理者は、所属長が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第5条に規定する資格を有する者のうちから選任する。

(衛生管理者)

第7条 本庁及び50人以上の職員が勤務する教育事務所等に次の表に掲げる区分により、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を置く。

職 員 数	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人

2 衛生管理者は、所属長が職員のうちから選任する。

(衛生推進者)

第8条 衛生管理者の置かれていない教育事務所等に法第12条の2に規定する衛生推進者（次項において「衛生推進者」という。）1名を置く。

2 衛生推進者は、所属長が職員のうちから選任する。

(産業医)

第9条 本庁、教育事務所等及び学校給食調理場に法第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置くものとする。

2 産業医は、教育委員会が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、産業医の職務等に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生委員会)

第10条 本庁及び50人以上の職員が勤務する教育事務所等に法第18条第1項に規定する衛生委員会（以下この条において「衛生委員会」という。）を置く。

2 衛生委員会の委員は、7名以上16名以下とし、所属長が指名する。

3 衛生委員会の庶務は、本庁にあっては福利課健康管理班、教育事務所等にあっては庶務を担当する班又はこれに相当する組織において処理する。

(総括安全衛生委員会)

第11条 法第18条第1項に規定する事項のうち総括的措置を必要とするものその他職員の安全管理及び衛生管理に関することを調査審議させるため、岡山県教育委員会に総

括安全衛生委員会を置く。

2 総括安全衛生委員会の委員は、14名以下とし、職員のうちから教育長が指名する。

3 総括安全衛生委員会の庶務は、福利課健康管理班において処理する。

(健康診断)

第12条 法第66条に規定する健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、結核健康診断、海外派遣職員健康診断及び臨時健康診断とする。

2 採用時健康診断は、新たに採用した職員について行う。ただし、国又は他の地方公共団体等の職員として勤務している者を採用する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 定期健康診断は、休職者を除く全ての職員について行う。

4 結核健康診断は、前二項に規定する健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の12第1項に規定する結核回復者である職員について行う。

5 海外派遣職員健康診断は、海外に6月以上派遣しようとする職員について行う。

6 臨時健康診断は、所属長が職員の健康管理上必要があると認めるときに行う。

(健康診断の検査項目等)

第13条 前条第1項に規定する健康診断(以下「健康診断」という。)の検査項目、実施時期及び実施方法は、別に定める。

(受診義務)

第14条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 疾病その他やむを得ない事由により、前項の指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができない職員は、その事由の消滅後速やかに当該健康診断を受け、かつ、その結果を証明する書類を所属長に提出しなければならない。

(健康診断結果の記録の作成)

第15条 所属長は、健康診断(前条第2項の規定により受けた健康診断を含む。)の結果に基づき、職員健康診断票(様式)を作成し、これを5年間保存しなければならない。

2 所属長は、職員に異動があったときは、当該職員の健康診断票を異動先の所属長に送付しなければならない。

(療養の指示等)

第16条 所属長は、健康診断の結果に基づき、次の表に掲げるところにより指導区分を決定し、健康診断の結果を職員に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。

区 分		内 容	指 導 指 標
生活 規正 の面	A（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは職務の変更又は休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行っているもの	時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務させないか又はこれらの勤務を制限すること。
	D（健康）	平常の勤務でよいもの	勤務に制限を加えないこと。
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	医療又は検査等の措置を必要としないこと。

（健康診断の結果の報告）

第17条 所属長は、健康診断を行ったときは、その結果及び指示事項を教育委員会に報告することとする。

（健康教育等）

第18条 所属長は、職員に対する健康教育及び保健相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 職員は、前項の所属長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

（秘密の保持）

第19条 職員の衛生管理の業務に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第20条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 1 年 1 月 2 2 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則





この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 職員健康診断票

血液型

所属名						
氏名		職名		性別	生年月日	
年	年齢	年	年	年	年	年
健康診断年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
身長 (cm)		・	・	・	・	・
体重 (kg)		・	・	・	・	・
腹囲 (cm)		・	・	・	・	・
B M I						
視力	右	( )	( )	( )	( )	( )
	左	( )	( )	( )	( )	( )
聴力	右					
	左					
結          核	1次検診	撮影年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		フィルム番号				
		所見				
	2次検診	撮影年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		フィルム番号				
		所見				
	か 咳 痰 検 査	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		塗培	塗培	塗培	塗培	塗培
	聴診, 打診その他の検査		年月日	年月日	年月日	年月日
	病名					
備考						
血圧		/	/	/	/	
尿	たん 蛋 白					
	糖					
	潜 血					
胃の疾病及び異常						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )					
	ヘマトクリット (%)					
肝機能 検 査	G O T (IU/l)					
	G P T (IU/l)					
	γ - G T P (IU/l)					
血中脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセライド (mg/dl)					
血 糖 検 査	空腹時血糖 (mg/dl)					
	ヘモグロビンA1c (%)					
腎機能検査	血清クレアチニン (mg/dl)					
血清尿酸 (mg/dl)						
心電図検査						
肺がん検診 (咳痰検査)						
その他の疾病及び異常						
指導区分						
事後措置						
備考						

注意：1 各欄の記入にあたっては、次の事項に注意すること。

イ「年齢」欄翌年度4月1日現在における満年齢を記入する。

ロ「健康診断年月日」欄健康診断の全部を終了した年月日を記入する。

ハ「身長」、「体重」及び「腹囲」欄小数第1位まで記入する。

ニ「BMI」欄次の式により算出する。

$$\text{BMI} = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

ホ「視力」欄裸眼視力をかっこ左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをかっこ内に記入する。

ヘ「聴力」欄聴力低下が認められるときは、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。

ト「血圧」欄最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線の右下にそれぞれ記入する。

チ「尿」欄尿中に蛋白、糖又は潜血を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。

リ「胃の疾病及び異常」欄疾病又は異常のときは、病名を記入する。

ヌ「その他疾病及び異常」欄疾病又は異常のときは、病名を記入する。

ル「指導区分」欄岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程第16条により決定した指導区分を記入する。

ヲ「事後措置」欄岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程第16条により行った指示の内容を記入する。

ワ「備考」欄健康診断に関し必要な事項を記入する。疾病等の理由で健康診断を受けなかった検査項目があるときは、その旨を記入する。

2 異動のあった職員の職員健康診断票に未使用部分があるときは、当該未使用部分を使用すること。